

## 笠間市保育料の改正について

## 1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

## 1号認定

階層区分	保育料 (第2子)
第2階層	<del>500円</del> ↓ <b>0円</b>

## 2・3号認定

階層区分	保育料(第2子)					
	3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2階層	<del>2,000円</del> ↓ <b>0円</b>	<del>1,950円</del> ↓ <b>0円</b>	<del>1,200円</del> ↓ <b>0円</b>	<del>1,150円</del> ↓ <b>0円</b>	<del>1,200円</del> ↓ <b>0円</b>	<del>1,150円</del> ↓ <b>0円</b>

## 2. 年収約360万円未満相当世帯(市町村民税の合算額77,101円未満)のひとり親世帯等の保護者負担軽減

## 1号認定

階層区分	保育料
第3階層 (所得割課税額 77,101円未満)	<del>3,000円</del> ↓ <b>1,000円</b>

## 2・3号認定

階層区分	保育料					
	3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第3階層 (所得割課税額 48,600円未満)	<del>4,500円</del> ↓ <b>4,000円</b>	<del>4,400円</del> ↓ <b>3,900円</b>	<del>3,000円</del> ↓ <b>2,400円</b>	<del>2,900円</del> ↓ <b>2,300円</b>	<del>3,000円</del> ↓ <b>2,400円</b>	<del>2,900円</del> ↓ <b>2,300円</b>
第4階層の一部 (所得割課税額 77,101円未満)	<del>9,500円</del> ↓ <b>4,000円</b>	<del>9,300円</del> ↓ <b>3,900円</b>	<del>8,000円</del> ↓ <b>2,400円</b>	<del>7,850円</del> ↓ <b>2,300円</b>	<del>8,000円</del> ↓ <b>2,400円</b>	<del>7,850円</del> ↓ <b>2,300円</b>

※第2子以降保育料は平成28年度の改正で無償化